

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

| | | |
|----------------|---|--|
| 不利益処分名 | ばい煙発生施設の改善命令等 | |
| 根拠法令・条項 | 大気汚染防止法第14条第1項 | |
| 所 管 課 | 環境保全部環境対策課 | |
| 処 分 基 準 | <p>ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるとき。</p> | |
| 聴聞・弁明の機会の付与の区分 | 聴聞又は弁明の別 | ・聴 聞 ・弁 明 |
| | （聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等） | ただし、行政手続法第13条第2項第1号に規定する「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続をとることができないとき」に該当するため、手続を省略する。 |
| | 個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項 | |